
第1章 プランの基本事項

(1) プラン策定の背景

平成11年6月に「男女共同参画社会基本法」が制定され、この法律に基づき、平成12年12月に、わが国で初めて男女共同参画社会実現に向けた方向性を定めた「男女共同参画基本計画」が策定されました。

その後も男女共同参画社会の実現は、わが国の社会全体で取り組むべき最重要課題であると認識され、平成27年12月に閣議決定された「第4次男女共同参画基本計画」ではあらゆる分野における女性の活躍促進や、安全・安心な暮らしの実現に資する取組などの充実が図られてきました。

しかし、依然として政策・方針決定過程への女性の参画が少ないことや、男女ともに仕事と子育て・介護等の両立が困難であること、ドメスティック・バイオレンス（DV）^{※1}や児童虐待が後を絶たないなど、現在も解決しなければならない様々な課題が数多く存在しています。

令和2年12月には「第5次男女共同参画基本計画」が閣議決定され、今後はより一層、持続可能でかつ国際社会に調和した経済社会の実現に向けた男女共同参画に関する取組の充実が求められます。

本市では、平成13年3月に、第1次となる「刈谷市男女共同参画プラン」を、平成23年3月に「第2次刈谷市男女共同参画プラン」を策定し、様々な事業の推進に努めてきました。また、男女共同参画社会の実現に向けた取組を一層推進するため、令和元年10月に「刈谷市男女共同参画推進条例」を施行しました。「第3次刈谷市男女共同参画プラン」（以下「本プラン」という。）は、「刈谷市男女共同参画推進条例」の理念等に基づき、本市のこれまでの取組内容を検証したうえで、本市における男女共同参画社会実現のための取組を総合的、計画的に推進するために策定します。

※1 ドメスティック・バイオレンス（DV）

配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）等に対する暴力その他の心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。

(2) プランの位置づけ

本プランは、次のような法律・条例に基づき策定します。また、本プランの策定にあたっては、国、県等の計画や本市の上位計画・関連計画との整合を図ります。

■関連する法律・条例

- 「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく計画
- 「刈谷市男女共同参画推進条例」第10条第1項に基づく計画
- 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく計画
- 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に基づく計画

■関連計画

- 「第5次男女共同参画基本計画」
- 「あいち男女共同参画プラン2025」
- 「第8次刈谷市総合計画」(策定中)
- その他、本市の各種関連計画

(3) プランの期間

本プランの計画期間は、令和4年度から令和13年度までの10年間とします。推進にあたっては、毎年、事業進捗の状況を確認し、必要に応じて取組・事業等の見直しを行うこととします。

また、国内外の動向や社会情勢の変化に対応し、適切な施策の推進を図るため、中間年度である令和8年度に取組・事業等の評価、検証によるプランの見直しを行います。

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
第3次刈谷市男女共同参画プラン	プランの期間									

↑
プランの見直し
(取組等の評価・検証)

(4) プランの策定体制

本プランは以下のような調査の実施や、組織における検討を経て策定しました。

■策定過程・組織等の概要

策定過程・組織等		内容
刈谷市男女共同参画審議会		学識経験者、団体代表者、関係行政機関の職員、公募市民などで構成し、本プランを審議決定しました。
刈谷市男女共同参画プラン策定部会		市職員（課長補佐級）で組織し、本プランの内容について協議しました。
刈谷市男女共同参画プラン作業部会		市職員で組織し、本プランに掲載する事業等について協議しました。
アンケート調査	市民意識調査	市内に在住する20歳以上の市民から男女各1,000人、計2,000人を抽出して調査を実施し、市民の男女共同参画に関する意識や実態、意見等を把握しました。
	事業所等実態調査	従業員10人以上の市内事業所386社を対象に調査を実施し、事業所における女性活躍や生活と仕事の調和等に関する実態、意見等を把握しました。
	職員意識調査	市職員（臨時・再任用職員を含む）を対象に調査を実施し、施策・事業を推進する職員の男女共同参画に関する意識や実態、意見等を把握しました。
ヒアリング調査	事業所ヒアリング調査	事業所に対しシートによる調査を行い、女性活躍や仕事と生活の調和等に関する好事例等を把握しました。
	団体ヒアリング調査	地域活動団体に対しシートによる調査を行い、活動を通じて感じている課題や、市の施策に対する意見等を把握しました。
	職員ヒアリング調査	市職員に対しシートによる調査（一部、面談による聞き取り調査）を行い、業務等の中で感じている課題や本市の男女共同参画行政に必要な施策等について把握しました。
パブリックコメント		パブリックコメントを実施し、プラン案への意見募集を行いました。